

農業改良普及事業及び環境と 調和した農業の推進について

令和6年12月

農林水産部農業改良課

目次

I 農業改良普及事業の推進	3
1 普及事業の概要	
2 普及指導活動の体制	
3 農業改良普及センターの役割	
4 普及指導活動の展開方向と事例	
II 県立農業大学校における教育・研修の実施	13
1 養成部門	
2 研修部門	
III 環境と調和した農業の推進	15
1 環境創造型農業（人環境にやさしい農業）の推進	
2 植物防疫事業の推進	
3 農林水産業の公害防止対策の指導	
4 農用地土壌汚染防止対策の推進	



ひょうご農林水産ビジョン2030施策体系表における位置づけ

【めざす姿】

御食国ひょうご 令和の挑戦
 都市近郊の立地を活かした農林水産業の
 基幹産業化と五国の持続的発展

【基本方向】

【基本方向1】
 基幹産業として持続的に
 発展する農林水産業の
 展開

【基本方向2】
 県民が安心して暮らせる
 活力ある地域の創出

【基本方向3】
 「農」の恵みによる健康
 で豊かな暮らしの充実

【推進項目】

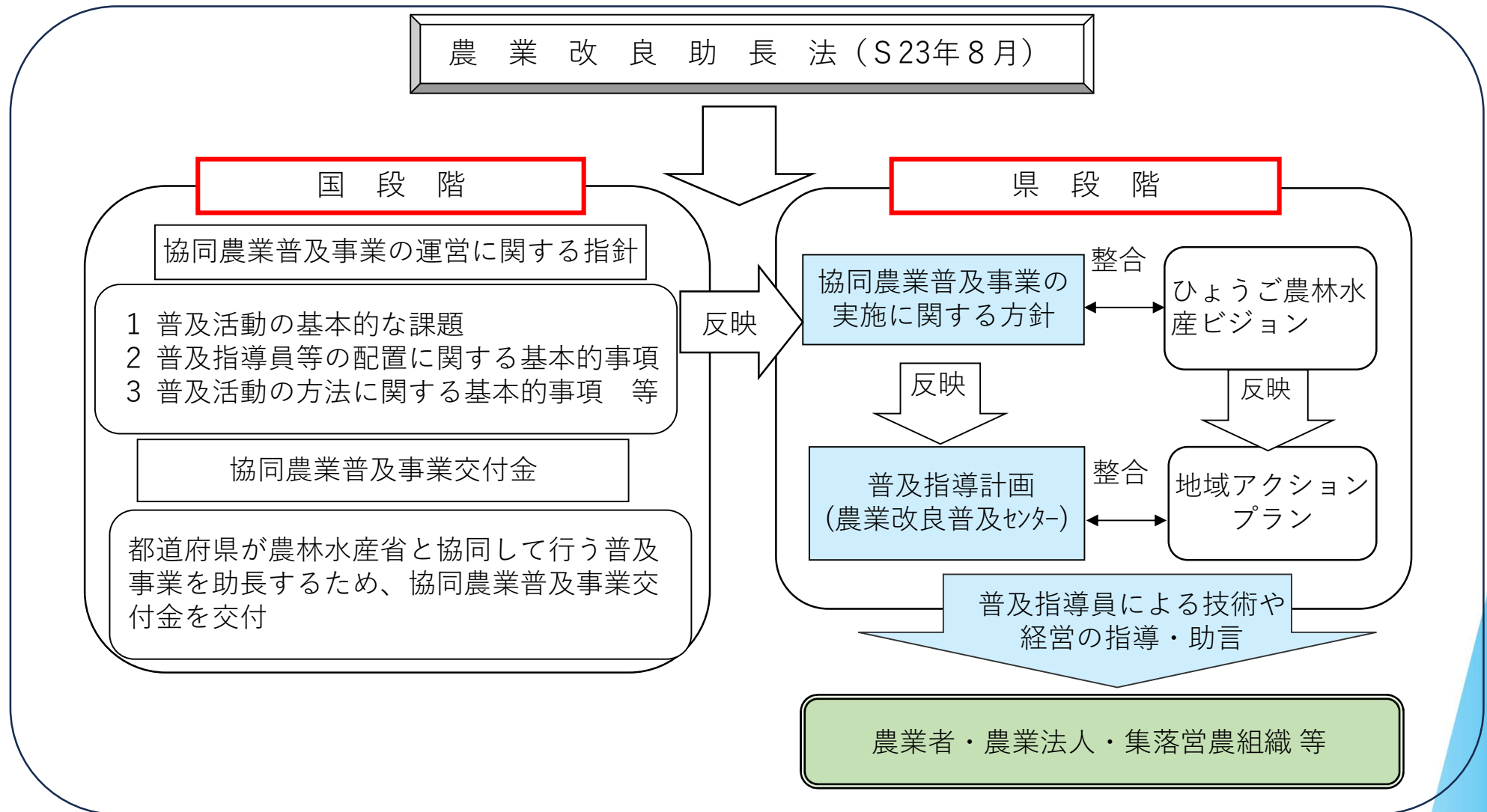
- 1 スマート化による新しい農林水産業の実現
- 2 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開
- 3 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化
- 4 木材利用の拡大と資源循環型林業の推進
- 5 豊かな海と持続的な水産業の実現
- 6 農林水産物のブランド力強化と生産者所得の向上
- 7 食の安全を支える生産体制の確保
- 8 特色を活かした活力ある地域づくりの推進
- 9 農山漁村の防災・減災対策の推進
- 10 豊かな森づくりの推進
- 11 食と「農」に親しむ楽農生活の推進
- 12 「農」と多様な分野との連携強化
- 13 県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進

：資料に掲載している施策項目

I 農業改良普及事業の推進

1 普及事業の概要

- ▶ 普及事業は、**農業改良助長法に基づく国と県との協同事業**
- ▶ ①地域農業の生産性向上や農畜産物の品質向上を図り、②効率的で安定的な農業経営を実現するため、**普及指導員が直接農業者に接して農業技術や経営の指導・助言を実施**



I 農業改良普及事業の推進

2 普及指導活動の体制

- ▶ 普及指導活動の中核拠点となる**農業改良普及センター**を設置し、**普及指導員等を配置（13カ所・179名）**
- ▶ **県立農林水産技術総合センター**企画調整・経営支援部に**専門技術員等を配置（12名）**

<組織体制>

農林(水産)振興事務所

農業改良普及センター（13カ所）

□ 8カ所

【地域課】

- ・ 認定農業者や集落営農組織等担い手の育成
- ・ 農村生活の改善の普及指導 等

【経営課】

- ・ 高度な専門技術の普及、指導 等

○ 5カ所

【地域・経営課】

- ・ 地域課と経営課の業務を担う課

- ○
農業改良普及センター
- ◇
企画調整・経営支援部
(専門技術員)



農業改良普及センターの位置図
(農林(水産)振興事務所の内部組織)

I 農業改良普及事業の推進

2 普及指導活動の体制

(1) 農業改良普及センターでの普及指導

- ア 地域農業の担い手育成
- イ 高度な専門技術・知識の普及による農産物の生産性向上
- ウ ブランド化、環境創造型農業や農村生活の改善

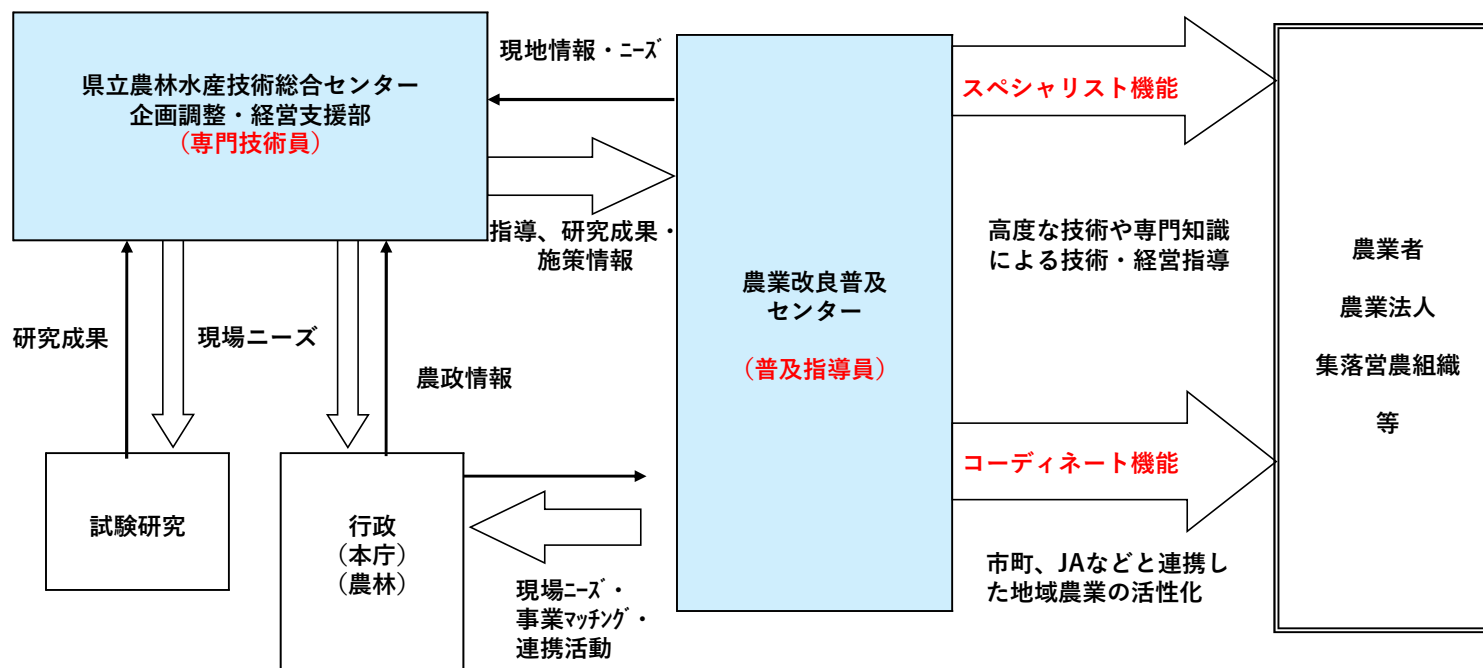
(2) 県立農林水産技術総合センター企画調整・経営支援部

- ア 専門分野ごとに高度な専門知識を有する専門技術員を配置
- イ 農業現場と試験研究機関のニーズや試験研究成果をつなぐ調整・連携活動
- ウ 最新技術の調査研究の実施
- エ 普及指導員への最新の知識・技術情報等の提供



就農希望者を対象に高設いちご栽培について研修会を開催
(龍野普及)

<行政・試験研究機関と連携した普及指導活動>



専門技術員が集落営農組織の法人化について講演
(企画調整・経営支援部)

I 農業改良普及事業の推進

3 農業改良普及センターの役割

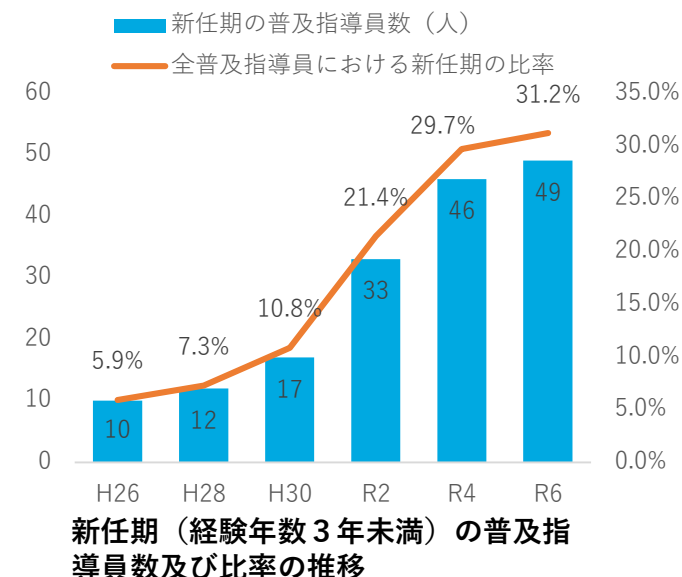
「ひょうご農林水産ビジョン2030」に基づき、現地の課題ごとに①普及活動基本計画（5カ年）②普及指導活動計画（単年度）を作成

(1) 農業技術・経営指導のスペシャリストとしての役割

- ア 地域の農業振興のため、試験研究機関開発技術やICT等を活用した最新技術を**地域条件に適した形に組み立て、普及・定着**を推進
- イ 地域の**担い手**となる新規就農者、認定農業者や集落営農組織等の**農業経営の安定・向上**を指導

(2) 地域農業のコーディネーターとしての役割

- ア 地域の農業の活性化のため、農業者と**市町・JAなどの関係機関や他業種・専門家との連携・協力をコーディネート**
- イ 新規就農者の育成や集落営農の組織化、特産物の産地育成、農村女性の起業活動などを推進



「普及指導員育成基本計画」（令和5年4月1日策定）による若手普及指導員の育成

普及指導員は、人数の多いベテラン層が退職期を迎え、**急速に若手職員が増加**している。このため、本計画に基づき、**普及経験15年目までの普及指導員**を対象に、**Off-JTとOJT**を密接に連動させ、普及センター、企画調整・経営支援部、農業改良課が連携して**スペシャリスト機能、コーディネート機能の早期向上**に取り組んでいる。

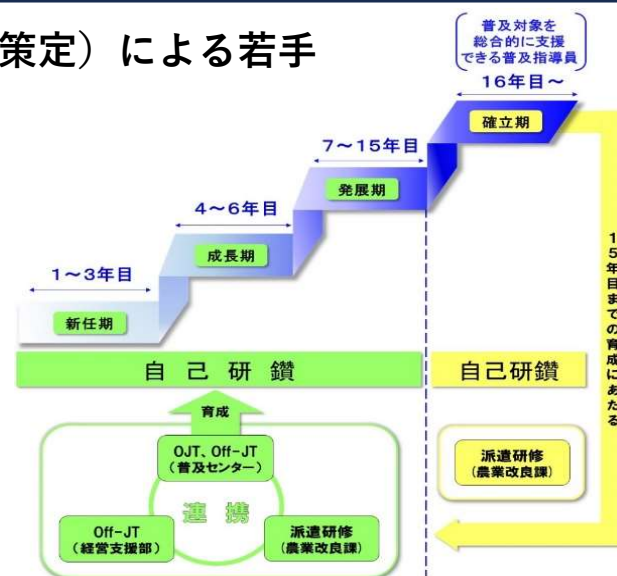


図 普及指導員育成イメージ

I 農業改良普及事業の推進

4 普及指導活動の展開方向と事例

農業の基幹産業化にむけ、各地域での**担い手育成や農産物の生産性向上・ブランド化、6次産業化等のため、生産技術・経営指導**に加え、**流通販売面でも**関係者と連携して農業者の取組を**支援**

(1) スマート化による新しい農業の実現

ア ICTを活用した普及指導員の指導力向上

- (ア) 効率的、効果的な情報伝達のためのSNSの活用
- (イ) 技術の理解を深めるため、**動画**を効果的に普及指導活動に**活用**
- (ウ) **タブレット端末により**農業者に**現地**で詳細な資料を**提示**して指導、助言

イ 各地域におけるスマート農業導入への対応

- (ア) 技術指導や共同利用体制作り、事業活用による導入コスト低減等を支援
- (イ) 市町、JA等の関係機関や民間企業、専門家とも連携し、**各地域に合った**技術確立による**スマート農業を拡大**

(2) 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開

ア 本県の強みを活かし需要と直結した生産の新展開

- (ア) 施設及び露地野菜の生産拡大
 - a 施設内の環境測定やICTによる環境制御技術を活用した生産拡大及び品質向上のための栽培技術を指導
 - b 県育成えだまめ専用品種「ひかり姫」など、**新たな品目の生産拡大や産地化の推進**



タブレットを使って動画で技術改善方法を説明（豊岡普及）



えだまめの収量安定を目指しほ場巡回で生育状況を確認（神戸普及）

関西最大の産地「たじまピーマン」1,000トンプロジェクトへの挑戦(豊岡普及)

実需者からの増産要望に応じるため、関係機関と連携し、減収の原因となる青枯病対策のため接木苗の導入、地域の篤農家技術を紹介した動画活用等により、新規就農者や若手生産者の面積が拡大するなど産地活性化が進んでいる。



I 農業改良普及事業の推進

- (イ) 果樹等の高品質・安定生産の推進
 - a **優良品種**（なしおとめなど）への転換や**地域特産果樹**（朝倉さんしょ、淡路島なるとオレンジなど）の**高品質化、生産振興**を支援
- (ウ) 県産花きの安定生産の推進と需要創出
 - a 切り花や鉢物・花壇用苗物の**省力化・省エネ等技術の実証や普及**を推進
 - b 赤色LED電球による**低コストな開花調整技術**を推進。小ぎくは盆や彼岸に、ストックは需要の多い年内に出荷し、市場評価を向上
- (エ) 土地利用型作物(主食用米、酒米、麦類や豆類)の品質向上
 - a 安定生産とブランド力向上のため、**優良品種への転換や技術実証**等を実施
 - b 稲・麦・大豆の優良種子供給のため、主要農作物種子生産条例に基づき、**種子生産ほ場での生産指導及び生産物の審査**を実施



有機稲作における除草機械の実演（加古川普及）



若手農家を対象にぶどうの房づくり研修会開催（姫路普及）

II 次代を担う経営力の高い担い手の育成

- (ア) 地域ぐるみの新規就農者の育成・確保の支援
 - a 普及センター内に地域就農支援センターを設け、市町・JA等と連携し、農地や資金、研修など**就農希望者の幅広い相談に対応**して円滑な就農を支援
 - b 就農前の技術習得や就農後の早期経営確立を支援
- (イ) 集落営農の組織化と経営力の強化
 - a 地域計画策定や農地中間管理事業の活用による**集落営農組織化の支援**
 - b 集落営農組織リーダー対象の研修会等により、**①収益性の高い園芸作物の導入、②低コスト化・法人化に向けた体制づくり**等を支援
- (ウ) 認定農業者や地域の中核的経営体など担い手の技術・経営力の強化
 - a **個々の課題に対応した技術や経営指導**により**収益性向上や経営改善**を支援
 - b 地域農業の指導的な役割を担う「農業経営士」（78名）や「女性農漁業士」（50名）と協力して農業後継者育成のための研修会や技術実証を実施



集落営農法人を対象に収益性向上をテーマとした情報交換会を開催（丹波普及）

I 農業改良普及事業の推進

(3) 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化

ア 但馬牛・神戸ビーフの生産基盤拡大

繁殖肥育一貫経営体の育成や子牛の発育改善のための**飼料給与、繁殖管理ソフトでの繁殖管理**などの技術を指導

イ 乳用牛の生産性向上

飼養管理技術の改善指導、搾乳作業等の省力化・軽労化を図るための**施設・機械の導入支援**や**法人化**する際の助言・経営を指導

ウ 作業省力化の推進

農業者の監視作業負担を軽減するため、発情や分娩の兆候を検知するセンサーを母牛に装着し、自宅などから携帯端末で確認するなど**スマート畜産技術**の導入推進



繁殖和牛農家の技術向上に向けて巡回指導（南淡路普及）

(4) 農産物のブランド力強化と生産者所得の向上

ア 6次産業化の推進

(ア) 地域農産物を活用し加工する農業者の**新商品開発、販売促進、食品表示や衛生管理**を指導

(イ) 農業者の経営安定のため、情報交換や研修の機会創出、**異業種連携や法人化**の支援・指導

イ 女性農業者の活躍推進

(ア) 女性就農者が、農業の担い手として定着できるよう就農相談や就農後の経営確立に向けたライフプランを踏まえた**就農計画作成および実践支援**

(イ) 若手女性農業者組織や生活研究グループなどを対象に、**起業活動に関する研修会の開催、消費者・食品加工事業者との交流**などを支援



えだまめの一次加工生産（むきまめ）の実証（朝来普及）

I 農業改良普及事業の推進

ウ ひょうごの「農」ブランド強化コーディネート事業によるブランド強化の実現

農業改良普及センターが、**各地域の特産品に関わる生産・加工・流通・販売・消費の関係者をコーディネートして新たな仕組み（フードチェーン）づくり**に取り組むことで、農業者の所得向上や地域の活性化を進展

【事業の主な成果（R5の取組）】

① 地域住民に親しまれる黒大豆枝豆の産地づくり（阪神普及）

黒大豆枝豆の作付を推奨するとともに、生産者による地域の幼稚園、小学校を対象とした体験農業の開催や就労継続支援事業所による規格外品の一次加工作業および加工品開発を支援

成果：黒大豆枝豆栽培面積	(R3)38.8ha→(R5)66.3ha
黒大豆枝豆販売額	(R3)46百万円→(R5)87百万円
さやもぎ体験実施園	(R3)16か所→(R5)38か所



幼稚園でのさやもぎ体験（三田市）

② 企業との連携による「もち麦」の需要創出と生産拡大（加西普及）

「もち麦を活かしたまちづくり」をめざした推進会議（新聞社、観光協会、加東市、いずみ会、生産者などで構成）を設置し、県内食品事業者と連携した「食べるチーム・知るチーム・楽しむチーム」の取組を支援し、新たな産品としてもち麦の栽培を推進

成果：もち麦生産量	(R3)155t→(R5)220t
メニュー開発	(R3)0→(R5)17
学校給食メニュー	(R3)0.5回/月→(R5)1.1回/月



学校給食メニューとなったもち麦のおにぎり等（加東市）

I 農業改良普及事業の推進

<各農業改良普及センターのひょうごの「農」ブランド強化コーディネート事業取組テーマ>

新温泉

地域で取り組む香住梨復活プロジェクト2030

生産者と観光事業者等が連携し、担い手の受入体制整備による「なしおとめ」の生産基盤強化と地域内消費の仕組みづくり

豊岡

若手がリードする豊岡の元気な農プロジェクト～地域が育て支える露地野菜を核とした生産・販売の仕組みづくり～

若手生産者グループを核に、労力補完システム構築やECサイトとの連携による販路開拓を進め、経営モデルを構築

朝来

岩津ねぎ+若い力=あさごパワー！～天空の城からの熱気みなぎる贈り物～

新規就農者の生産から販売までを総合的に支援する早期経営安定システムを構築し、加工業者との連携を強化

丹波

地域内連携Hyogo Sake85で経営安定+丹波ファン拡大

需要に応じた作付拡大を進め、観光と食や農が融合したツーリズムと新たなサービスの開発による仕組みづくり

加西

キラリと輝く北播磨～もち麦で地域を元気に！～

生産者の意欲向上による産地拡大と農商工連携で新たな需要創出を進める仕組みづくり

阪神

黒大豆枝豆を阪神地域の住民に親しまれる“ソウルフード”へ

保育園等と連携した食育活動や飲食店・福祉施設への消費拡大を図る仕組みづくり

光都

特産品販売拠点「元気工房さよう」を核とした新たなアグリビジネスの展開～佐用もち大豆を生かした佐用風土の創造～

大型直売所を核とした産地地消や交流の拠点づくりにより担い手の生産から販売までを支援する体制を構築

神戸

都市近郊地を活かした「北神」ブランドの生産拡大

「北神ブランド」を確立し、枝豆など複数の特産品を一体的に支援することで、生産強化と販売体制を構築

龍野

宍粟市北部地域の特産物の振興～小豆・黒大豆・西はりま山椒～

特産物の生産拡大を図り生産者と加工事業者などが地域で一体となってブランドを確立する仕組みづくり

姫路

地域サポーターづくりによる持続可能な農村の実現～有機農産物の販路拡大と担い手の育成支援～

地域のファン拡大・有機農産物の需要増加を図り、地域定着へ誘導することで持続可能な農村モデルを確立

加古川

地元産麦を活かした新たな生産・流通・消費ネットワークの構築

需要に即した品種導入と生産の安定化、有効利用を進めることで、消費拡大につなげる仕組みづくり

南淡路

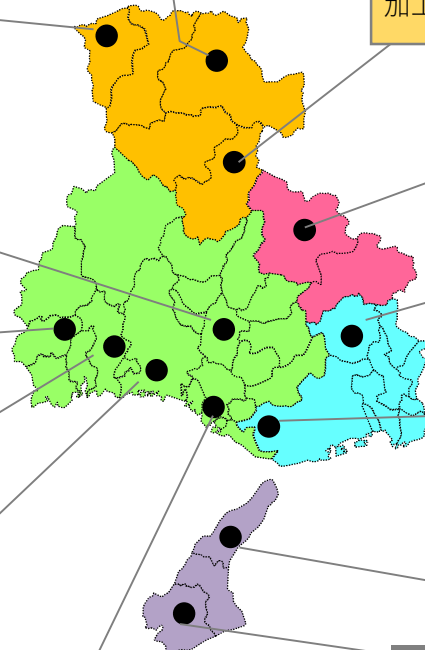
「淡路島たまねぎ」の多様な需要と供給の創造による産地活性化～「淡路島たまねぎ」の歴史と未来の融合～

伝統品種の導入等で付加価値を向上し、新たな生産販売の仕組みづくりで多様な需要と供給を創造

北淡路

淡路島たまねぎ生産拡大大作戦の推進

更なる高品質化による収益改善を目指し、実需者のニーズを踏まえて、農協や大規模経営体が連携することで、より強靱な生産体制を構築



II 県立農業大学校における教育・研修の実施

次代の農業を担う優れた農業経営者の育成及び農村社会の発展のため、県立農業大学校に**養成部門**と**研修部門を設置**し、農業・農村での**指導的役割を果たす人材の育成を目的**とした教育・研修を実施

1 養成部門

主に**高等学校卒業生（25才未満の者）を対象に、農産園芸課程と畜産課程**を設置
現場での実践を重視した授業や実習と県立農林水産技術総合センター等で開発された先端技術に触れることにより、農業の専門的な知識・技術と先端技術の修得を目的とした教育を実施

<令和5年度卒業生進路> ※()は女子学生

卒業生数	農業従事者		就職者				進学等	未定
	自家農業	法人等雇用	農業団体	農業関連産業	公務員等	その他産業		
27(9)	1(0)	6(0)	7(5)	7(2)	3(1)	2(1)	1(0)	0(0)

(1) 農業の担い手となる学生の確保

少子化に伴う学生数の減少や大学等への進学・就職など様々な選択肢がある中、農業を志す学生を確保するため、県内の高校生・教員（普通科高校を含む）対象の**ガイダンスやオープンキャンパスなどを通じて、農業大学校の魅力を発信**

<令和5年4月～6年8月の状況>

ガイダンス等	進路指導研究会
9回・268人	9回・275校対象



オープンキャンパスで高校生が和牛を見学

II 県立農業大学校における教育・研修の実施

(2) 新たな技術習得など次世代の農業人材の育成

農業人口の減少や高齢化による労力不足に対応するため、**スマート農業に関する講義・研修**の実施や**施設・機械等の整備**を推進

<令和5年度実績>

講義・研修	主な内容	整備した主な施設・機器
14回	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンによる可変施肥技術の習得 ・トマト・いちごの環境制御技術研修 ・施設花きへの光照射による開花促進・作型拡大技術の習得 ・ロボット草刈機による果樹園の除草管理技術の習得など 	<ul style="list-style-type: none"> ・トマト・いちごの環境測定装置 ・遠赤色LED ・ロボット草刈機

2 研修部門

就農希望者や技術・知識向上を目指す農業者を対象に、様々なニーズに対応した研修を実施

(1) 短期研修

ア 就農希望者や新規就農者に野菜や水稻の栽培技術、土づくりや病虫害防除等の基礎研修のほか、経営や有機農業などについての研修を実施

イ スムーズな就農に向けた先輩就農者の視察や経験談を交えた就農事例研究研修を実施

(2) 長期研修

ア 県内での就農希望者が、施設(パイプハウス2棟/人)等を利用して1年を通して栽培から販売までの実践と経営、労務管理等を研修(令和5年度研修生は4名全員が就農)



令和5年度の長期研修生たちが先進農業者と情報交換

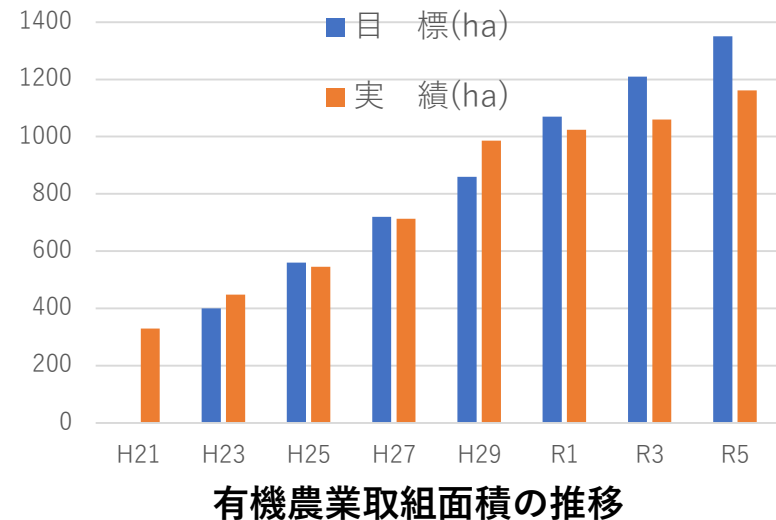
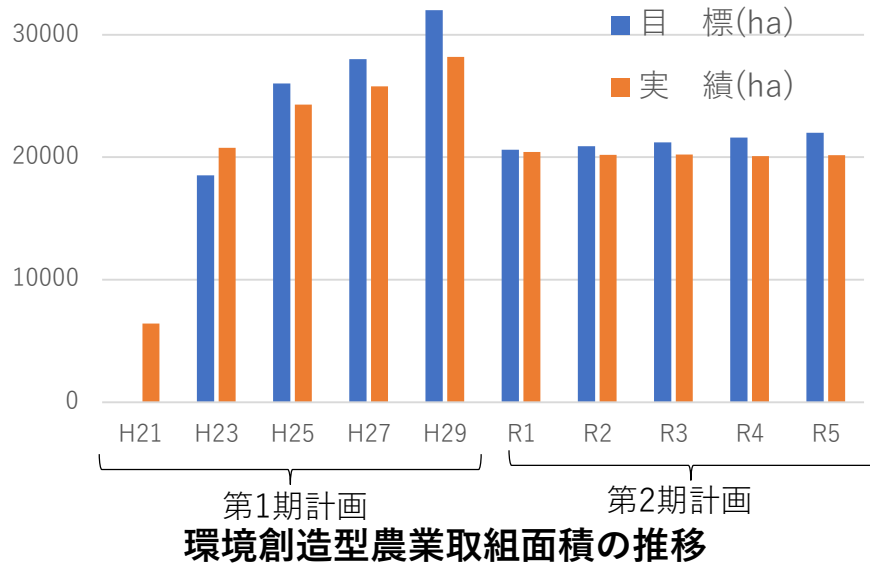
III 環境と調和した農業の推進

1 環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）の推進

地球環境や生物多様性に配慮しながら、高品質な農産物の安定生産をめざす環境創造型農業を本県農業の基本と位置づけ、「**兵庫県環境創造型農業推進計画（第2期）**」（平成31年度～令和7年度）に基づき取組を推進
 ※国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、より持続性の高い農法への転換に向けた取組を推進

「環境創造型農業」とは

①土づくり技術、②化学肥料低減技術、③化学合成農薬低減技術の3技術を同時に導入する農業生産方式



国と兵庫県の有機農業面積の現状と目標※

	国	兵庫県
R4年	30,300ha(0.7%)	1,081ha(1.5%)
R12年目標	63,000ha(1.5%)	1,850ha(2.7%)

()内は耕地面積に占める有機農業割合

※国はみどりの食料システム戦略、県はひょうご農林水産ビジョン2030の目標値

- ・環境創造型農業取組面積は、第2期計画にて土づくり技術の導入を要件に加えたため、減少
- ・環境創造型農業、有機農業取組面積ともに増加してきたが、高齢化などにより増加は鈍化傾向で、目標面積からも乖離
- ・耕地面積に占める有機農業割合は国と比較して高い

III 環境と調和した農業の推進

(1) 令和5年度「有機農業を含む環境創造型農業推進施策検討会」

SDGsの取組拡大やみどりの食料システム戦略の策定等、農業をとりまく情勢変化に対応するため、地球温暖化対策への貢献など**新たな視点を加えた施策展開の強化を検討**

- 検討会での提言**
- ①環境創造型農業の定義に温室効果ガス削減に寄与する取組も追加
 - ②体系的・科学的に有機農業について学び、就農し、実践できる体制を構築
 - ③農業者の経営規模に応じた出口対策を支援（令和6年度に継続検討）

〔検討委員〕 10名（学識経験者、有機農業実践者、流通・販売事業者、消費者団体、市町等の外部委員）

〔開催回数〕 4回（他、意見聴取会1回）



多可町で有機農業者から経営方針などを聞き取り



県立農業大学校有機農業アカデミー（仮称）を開設

令和8年4月の開設（1年制、定員：10名）に向け、実習ほ場整備とともに、カリキュラムを検討中

項目	R 6	R 7	R 8
カリキュラム作成・募集	カリキュラム作成 →	募集 -----	開講 授業 (講義・実習)
整備工事	ほ場造成・土づくり 施設整備 (計画・設計)	ビニールハウス整備 施設整備(工事)	

開催年月日	検討内容
R5年7月14日	環境負荷の少ない農業生産方式・経営として成り立つ有機農業
8月22日	有機農産物等の流通・販売対策等
12月13日	有機農業者から経営理念、今後の経営方針などを聴取（多可町）
R6年1月30日	意見聴取会報告・報告書骨子の検討
3月19日	報告書の検討（県外産地の取組に関する調査報告）

III 環境と調和した農業の推進

(2) 省力かつ実用的な環境創造型農業技術の開発・普及

土づくり技術や化学肥料・化学合成農薬低減技術の組立・普及を推進するため、次の取組を実施

ア 栽培技術の組立・普及

県立農林水産技術総合センターが開発した石灰窒素の腐熟促進効果を利用するタマネギべと病対策実証ほを設置。現地に適した技術体系の組立、栽培マニュアルの作成などにより取組拡大を推進

イ 地域ごとの環境創造型農業技術体系の確立推進

各JAで地域に適した環境創造型農業技術体系を確立し、これを反映した栽培暦への改訂を支援（令和5年度実績2件）

ウ 補助制度の活用による推進

(ア) みどりの食料システム戦略推進交付金

みどりの食料システム戦略の実現に向け、持続可能な食料システムの構築を支援

【取組内容】

事業名	事業内容	R6年度実施地区
有機農業産地づくり推進事業	市町が主体となって有機農業について生産から消費まで一貫して取り組むモデル地区(オーガニックビレッジ)づくりを支援	神戸市、加東市、上郡町、豊岡市、養父市、朝来市、丹波篠山市、丹波市、淡路市 ※全国最多の9市町で取組
グリーンな栽培体系への転換サポート	地域の協議会が主体となった「環境にやさしい栽培技術+省力化技術」の実証・普及を支援	神戸市、三木市、豊岡市、南あわじ市
有機転換推進事業	新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対し、有機農業の生産に必要な経費を支援	三田市、市川町、豊岡市、香美町、丹波市

(イ) 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とともに、**環境保全効果の高い農業生産活動を支援**

【令和5年度の実績】

取組市町数	取組面積	主な取組	交付額
29市町	2,688ha	堆肥の施用822ha、有機農業524ha、冬期湛水457ha、中干延期318ha、カバークロップ500ha、その他68ha	168,097千円



水稻減肥のためのカバークロップ(ヘアリーベッチ)の取組(東播磨地域)

III 環境と調和した農業の推進

(3) 経営として成り立つ有機農業の拡大

有機農業の担い手を育成し、有機農産物の生産拡大を図るため、次の取組を実施

- ア **新規就農者の研修受入先として有機農業親方農家を確保し、就農ガイドブックにて紹介**
- イ **有機農業者の販路拡大のため、実需者とのマッチングの推進**
- ウ **有機 J A S 認証取得を目指す農業者への支援のための普及指導員の指導力向上**
令和 2 年度以降、普及指導員等を対象に有機 J A S 認証制度に関する研修を実施
(令和 5 年度の普及指導員受講者数 17 名)
- エ **有機 J A S 認証取得の推進**
 - ・経営の一部を慣行栽培から有機栽培への転換と有機 J A S 認証取得を支援 (令和 5 年度実績 2 件)
 - ・堆肥等有機質資材製造事業者の有機 J A S 適合資材評価の取得を支援し、農業者の有機 J A S 認証取得を推進 (令和 5 年度実績 1 件)
- オ **農業者の技術研鑽を図るため、栽培技術研修の実施**



有機農業就農ガイドブック

有機栽培技術研修の実施

有機農業に取り組む農業者を育成するため、有機 J A S 制度を学ぶ研修や自然生態系・植物生理に基づく栽培技術等を学ぶ研修を実施している。

栽培技術研修では、座学の外、現地実習として土壌太陽熱養生処理による土壌の団粒化を学び、有機農業の安定生産につながる土づくり技術の向上を図っている。



土壌太陽熱養生処理後の
ほ場の確認



有機質資材の特性について
の講義

III 環境と調和した農業の推進

(4) 農産物の流通・販売促進

ア 令和6年度「有機農産物等の流通・販売に関する検討会」

有機農産物等の流通・販売や、消費者の理解醸成を進めるための施策展開を検討

〔検討委員〕10名（学識経験者、有機農業実践者、流通・販売事業者、消費者団体、市町等の外部委員）

〔開催回数〕4回

開催年月日	検討内容
R6年7月26日	有機農産物等の流通・販売促進や県民理解促進に向けた課題抽出
9月6日	抽出された課題への対応施策の検討
11月22日	報告書骨子（案）の検討
R7年1月31日	報告書（案）の検討・決定

(5) 県民の理解促進

環境創造型農業に対する県民の理解促進のため、以下の取組を支援

ア 農業者団体等が主催する環境学習・食育研修会の開催

イ 農業者と消費者の相互理解促進のため、有機農業体験などの実践活動や有機農業教室・講座の開催

有機農業教室・講座を通じた県民の理解醸成

有機農業の実践者と理解者を育成するために、県内での農業教室・講座の開催を支援（年間10日程度の定期開催の支援：12か所）

令和5年度は約500名が受講し、受講者の生産者から有機JASやひょうご安心ブランド認証取得者が誕生

受講消費者からは、各地で有機マルシェの開催や有機農産物の買い支えの輪が拡大



有機農業教室での栽培実習
（農業大学校）

III 環境と調和した農業の推進

2 植物防疫事業の推進

病虫害の発生状況に応じた効率的・効果的な防除の実施を図るため、**植物防疫法に基づく発生予察情報**の提供や**環境負荷が小さい防除対策**を推進

病虫害発生状況の調査や予測、まん延防止措置を実施するため、県立農林水産技術総合センターに病虫害防除所を設置するとともに、県内に病虫害防除員を配置（普及センター単位に約4名計47名）

あわせて、農薬取締法に基づき、**農薬の安全かつ適正な使用の指導・取締**を行い、**農産物の安定生産、安全や信頼性確保と環境に配慮した農業を推進**

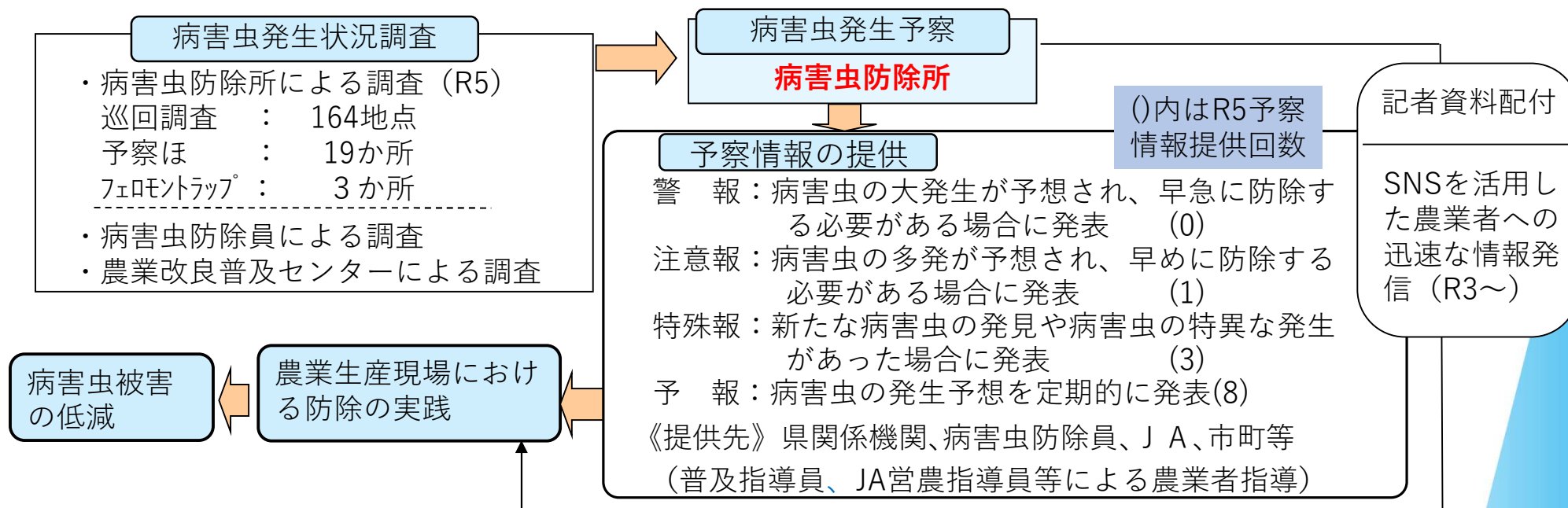
(1) 植物防疫の取組

ア 病虫害発生予察情報の提供

(ア) 稲、麦、大豆やたまねぎ等主要な農作物の病虫害の発生状況について、**病虫害防除所**が病虫害防除員や農業改良普及センターと連携して調査、確認

(イ) 防除を要する病虫害の防除対策を農業改良普及センターやJA等を通じて**農業者へ情報提供し、病虫害被害の低減**を推進

＜病虫害発生予察情報の提供の流れ＞



III 環境と調和した農業の推進

イ 総合防除の推進

- (ア) 植物防疫法に基づき、**化学農薬のみに依存しない発生予防を中心とした総合的な防除（総合防除※）**を推進するため、国基本指針を踏まえ、県における総合防除の基本的な方針や総合防除の具体的な内容、病害虫の異常発生時の対策実施体制等を定める**県総合防除計画**を令和6年3月に策定し、公表
- (イ) 県総合防除計画に沿って、生物的防除（天敵等）や物理的防除（紫外線ランプ等）、耕種的防除（作機調整等）等の多様な防除方法を組み合わせた総合防除技術の確立・普及を推進
- (ウ) 病害虫防除を安全・適正に実施するため、毎年「**農作物病害虫・雑草防除指導指針**」を作成し、指導者が現地指導や栽培暦づくりなどに活用できるよう情報発信

※総合防除とは

病害虫が発生しにくい生産環境をつくり（**予防**）、予察情報などの病害虫発生状況や予測に基づき防除の要否や時期を判断し（**判断**）、適切な防除方法を選択、実施する（**防除**）ことにより、化学農薬の使用量を最低限に抑え、農作物の被害が経済的に許容できる水準以下になるよう病害虫の密度を低く保つ方法

兵庫県総合防除計画では、水稻、麦、大豆、果樹、野菜等15品目（虫害75種、病害74種（合計149種））について総合防除の内容を記載

作物名	病害虫名
水稻	斑点米カメムシ類、いもち病等
麦	赤かび病、さび病類等
大豆	アブラムシ類、べと病等
果樹共通	果樹カメムシ類
かんきつ	ミカンサビダニ、かいよう病等
なし	カイガラムシ類、黒星病
ぶどう	ブドウトラカミキリ、晩腐病等
野菜共通	オオタバコガ、コナガ等
トマト	コナジラミ類、黄化葉巻病等
だいこん	キスジノミハムシ、軟腐病等
はくさい	ハイマダラノメイガ、根こぶ病等
キャベツ	アブラムシ類、菌核病等
たまねぎ	アザミウマ類、灰色腐敗病
ねぎ	ネギハモグリバエ、さび病等
レタス	ネキリムシ類、灰色かび病等
いちご	ハダニ類、うどんこ病等
かんしょ	基腐病

III 環境と調和した農業の推進

(2) 新病害虫等緊急対策

ア 近年の暖冬の影響で**スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）（指定有害動物）**の越冬数が増加し、発生量や範囲が拡大して田植え直後の移植苗に大きな被害を及ぼす恐れがある。そのため、県内の発生調査を実施するとともに、各地域で有効な防除技術の確立に必要な**実証ほの設置**により被害軽減を支援



スクミリンゴガイにより水稲の株が消失

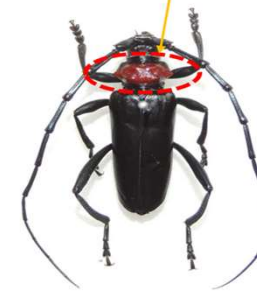
イ **クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）**は、本県では令和4年に明石市の公園のサクラで成虫が初めて確認され、神戸市、芦屋市、西宮市等においても成虫やフラスが発見された。果樹園地では、本年7月に初確認（神戸市）され、まん延するとモモ、ウメ、スモモ等に深刻な被害が生じるため、**早期発見と適切な防除**について注意喚起するとともに、病害虫防除所及び農業改良普及センターが**発生園地の防除指導及び周辺園地の調査**を実施

クビ(前胸部)が赤い

フラス

<クビアカツヤカミキリの概要>

- 対象植物：サクラ、モモ、ウメ、スモモ等のバラ科樹木
- 被害内容：幼虫が樹木に入り込むと、樹木内部を食い荒らし枯らす。
- 侵入地域：埼玉、愛知、群馬、東京、大阪、徳島、和歌山、京都など13都府県で農業被害が確認されている。



幼虫が排出するフンと木屑が混じったもの



ウ **ナガエツルノゲイトウ（特定外来生物）**の繁茂が急拡大しており、ほ場への侵入も確認されていることから、農業者向け**啓発資料の作成**、農業改良普及センターによる**防除指導**を行うとともに、令和6年度9月補正予算において、**有機農業でも実施できる防除手法**（熱水、高濃度酢酸処理等）の**実証**に要する経費を予算化



ため池で繁茂しているナガエツルノゲイトウ

III 環境と調和した農業の推進

(3) ウメ輪紋病対策

ア これまでの経緯

(ア) **ウメ輪紋ウイルス(PPV)**は、**植物防疫法に定められた重要病害**で、県内では平成24年に伊丹市で初確認

<ウメ輪紋病>

- 病原体：ウメ輪紋ウイルス(*Plum pox virus* : PPV)
- 対象植物：サクラ属（ウメ、モモ、スモモなど）等の植物
- 病徴：葉にドーナツ状の紋様（輪紋）や退緑斑紋などが発生
- その他：接木やアブラムシにより伝染
成熟前の果実が落下するなどの被害（外国の報告）



ウメの輪紋症状

(イ) 平成25年2月に伊丹市など4市に植物防疫法に基づく緊急防除区域が指定され、神戸植物防疫所や関係市と連携して防除対策を実施

緊急防除区域内は、ウメやモモなどの規制対象植物の防除区域外への持ち出しを禁止し、緊急防除感染樹及び感染の可能性がある樹を処分。また、まん延防止のため、果樹園や公園・学校等の公共施設、民家を対象にアブラムシの薬剤防除を実施

(ウ) 令和2年に開催された対策検討会で、これまでに得られた知見等を踏まえ、今後の対応を検討した結果、**令和3年3月31日をもって緊急防除を終了**

(エ) ただし、**植物防疫所が実施中の確認調査が終了するまでの間、国は新たに苗木等検査制度を導入**。今後、国が検査継続の要否について判断

イ 令和3年度からの苗木等検査の実施状況

未発生地域への侵入防止に万全を期すことを目的に、旧緊急防除区域から区域外にウメやモモ等のサクラ属植物（サクラ節を除く）を移動させる場合、生産者の申請に基づき、国と協力して目視や遺伝子検定等による検査を実施（**令和3年度から令和5年度まで、伊丹市内で毎年2件検査し、すべて合格**）

Ⅲ 環境と調和した農業の推進

(4) 農薬安全対策の推進

ア 農薬安全適正使用の指導

(ア) 農薬取締法で規定する**農薬使用者が遵守すべき基準（農薬使用基準）等に基づく農薬の安全・適正な使用を推進するため、研修会・講習会**の開催

(イ) 農薬販売者、防除業者、ゴルフ場に計画的に**立入指導**を実施

令和5年度立入指導件数（単位：件）

	農薬販売者	防除業者	ゴルフ場	合計
立入指導件数	129	22	31	182

(ウ) 自らが農薬を適正使用するとともに、地域で**農薬の取扱いについて指導的役割を果たす農薬管理指導士を育成**するため、認定のための特別研修と試験を毎年1回実施

令和6年度からは受講・認定証発行をオンライン化。

〔令和6年3月31日現在 兵庫県農薬管理指導士数〕1,764名

イ 安全な農産物の生産体制の構築

食の安全と安心を求める社会的ニーズが増大するなか、消費者へより安全・安心な農産物を提供するため、**県とJAグループが協同で「ひょうごの農産物検査システム」の仕組みを構築**し、自主的な残留農薬検査及び農産物生産工程のチェックを支援

出荷前自主検査件数（単位：件）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
検査件数	505	484	508	538	462	413
基準値超過件数	2	2	0	0	2	0



農薬管理指導士認定研修を12月に開催（神戸市）

III 環境と調和した農業の推進

3 農林水産業の公害防止対策の指導

農林（水産）振興事務所が管内の農林畜水産公害苦情の通報を受けた場合、農林畜水産業関係公害対策事務処理要領に基づき、速やかに現地調査を実施

被害範囲や原因等の状況を把握し、発生源者に対して技術的な助言等による対策実施を指導するとともに、関係市町に対し当該事案の処理解決に努めるように指導

【令和5年度公害苦情処理結果】

苦情の種類	件数
大気汚染	1
悪臭（家畜ふん尿）	1
水質汚染	1
その他（野積み等）	3
合計	6

4 農用地土壌汚染防止対策の推進

(1) 定点調査による安全性確認

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、カドミウムによる農用地汚染地域に対する客土が必要な地域の対策工事に取り組み、平成13年にすべての対策が完了。現在は、次の対策を実施

ア **対策工事实施の周辺地域の定点ほ場（6市町、11地点）**で、生産米のカドミウム濃度を調査

イ 調査結果を県公報で公表

ウ カドミウム基準値超過米が確認された場合、食糧法遵守事項省令等に基づき区分管理を行い、流通しない措置を実施

(2) 水稲におけるカドミウム吸収抑制対策

ア **土壌中のカドミウムを**水に溶けにくい状態に変化させ、**根から吸収しにくくする栽培方法**を栽培暦へ記載するなど、市町・JA等関係機関と協力して**農業者への周知・指導**を実施

土壌中のカドミウムを根から吸収しにくくする栽培方法

- ・ 出穂期の前後各3週間にわたって水田を湛水状態（水を湛えた状態）にする。
- ・ 炭酸カルシウムなどアルカリ性肥料を投入して、土壌pHを酸性から中性に近づける。

イ 県立農林水産技術総合センター及び現地において、カドミウムを吸収する量が極めて少ない品種の栽培技術等の検証を実施



湛水栽培によるカドミウム吸収抑制対策試験（県立農林水産技術総合センター）